



# やまざきゆめの森こども園

## 重要事項説明書

### 1 施設の名称等

社会福祉法人蓮華会が設置する認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまざきゆめの森こども園
- (2) 所在地 岐阜県海津市南濃町山崎949番地3

### 2 施設の目的

社会福祉法人蓮華会が設置するやまざきゆめの森こども園（以下「当園」という。）は認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やか成長が図られるように適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### 3（運営の方針）

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、教育・保育を提供するよう努める。
- (3) 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と

の密接な連携に努める。

(4) 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

#### 4 入園資格

当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

#### 5 提供する教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

#### 6 子育て支援の内容

(1) 当園は園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

(2) 当園は子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- ① 子育て親子のつどいの広場の提供と交流促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施

#### 7 職員の職種、員数及び職務の内容

当園が教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数は別表1のとおりとする。

#### 8 教育・保育を行う日及び時間

(1) 当園の教育・保育を提供する日は、1号認定児は月曜から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び休日、年末年始の休日及び下記の長期休暇を除き開園するものとする。

8月13日～8月16日

2号認定、3号認定児は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び休日、年末年始の休日を除き開園するものとする。

(2) 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがある。

(3) 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- ① 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）  
7時00分から18時00分（18時から19時までの延長保育可）
- ② 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）  
8時00分から16時00分（7時から8時まで、16時から19時までの延長保育可）
- ③ 教育標準時間  
9時00分から15時00分（7時から9時まで、15時から19時までの一時預かり可）

#### 9 利用者負担その他の費用等

- (1) 当園は、園児の在住する市町村が定める額の利用者負担額を園児の保護者から徴収する。
- (2) 当園は、別表2に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、園児の保護者から費用の負担を受けるものとする。

#### 10 利用定員

利用定員は、別表3のとおりとする。

#### 11（入園手続、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

- (1) 当園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた保護者からの利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
- (2) 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の基準により選考を行い、園長が入園者を決定する。
  - ① 本法人が運営する保育園に在籍していた場合
  - ② 本法人が運営する保育園の在園児・卒園児の弟妹である場合
  - ③ 本法人が運営する子育て支援事業に参加していた場合
  - ④ 海津市に在住する場合
- (3) 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
  - ① 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき
  - ② 園児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき
  - ③ 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
  - ④ その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 2 (緊急時等における対応方法)

当園の職員においては、教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

## 1 3 (非常災害対策)

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

## 1 4 (虐待の防止のための措置)

当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための借員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

## 1 5 (安全対策と事故防止)

当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための対策を講じる。

## 1 6 (健康管理・衛生管理)

- (1) 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施する。
- (2) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

## 1 7 (給食)

園長は、園児の給食を行うにあたって、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 献立の作成には、栄養、カロリー、嗜好等に留意すること
- (2) 献立表は、1ヶ月毎に作成し、園長が確認すること
- (3) 食品の調理加工及び貯蔵は、清潔で衛生的な環境で行うこと
- (4) 食器類の消毒は、その都度行うこと
- (5) 保存食は、 $-20^{\circ}\text{C}$ 以下で2週間以上保存すること
- (6) 検食は毎食行い、その結果を記録すること
- (7) 給食担当者の検便は、毎月1回(6月～9月は2回)以上実施しなければな

らない

#### 18 (秘密保持)

当園は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

#### 19 (苦情解決)

- (1) 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- (2) 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- (3) 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (4) 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

別表1 (職員の職種及び員数)

職 種	職員数	備 考
園長	1 人	常勤
副園長	1 人	常勤専従
主任保育士	1 人	常勤専従
保育士	10 人	保育士はこどもの数に応じた数とする
調理員	1 人	常勤換算値1人以上
事務職員	1 人	常勤専従
園医	2 人	嘱託 (内科医又は小児科医及び歯科医)
園薬剤師	1 人	嘱託

別表 2 (教育・保育の提供に要する費用に係る保護者負担)

幼稚園	保育料	各市町村の基準に基づく 海津市の場合…上限 7 0 0 0 円 (1 2 か月)
	給食費	3, 0 0 0 円
	バス利用料	無料
	延長保育料	7 : 0 0 ~ 8 : 0 0 / 1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 3 0 分につき 5 0 円 月額上限 1, 5 0 0 円
保育部	保育料	市の基準額に基づいて徴収
	主食代	5 0 0 円 (3 歳以上児のみ)
	バス利用料	無料
	延長保育料	短時間認定 7 : 0 0 ~ 8 : 0 0 / 1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 標準時間認定 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 いずれも 3 0 分につき 5 0 円 月額上限 1, 5 0 0 円

別表 3 (利用定員)

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号	—	—	—	1 5 人			1 5 人
2 号	—	—	—	2 人			2 人
3 号	2 人	6 人		—	—	—	8 人
合計	2 人	6 人		1 7 人			2 5 人